

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年3月25日

豊田市長 太田 稔彦



1 契約する業務

(1) 事業名：豊田スタジアムほか公共施設 LED 化整備事業（賃貸借）

(2) 事業の概要

豊田市（以下「本市」という。）ではカーボンニュートラルを推進し、温室効果ガス排出量及び消費電力を削減するため、リース契約により公共施設の照明をLED照明へ転換する事業を実施する。なお、実施に当たっては、事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。※詳細は実施要領及び仕様書のとおり。

(3) 履行期間

履行期間は、契約ごとに契約締結日の翌日から準備期間を含んだ賃貸借期間の終了日までをいう。契約ごとの履行期間は以下のとおり。

契約番号	契約日	準備期間	賃貸借期間（10年間）
①	令和7年10月30日（木）	契約締結日の翌日～ 令和8年3月16日	令和8年4月1日 ～令和18年3月31日
②	令和7年12月9日（火）	契約締結日の翌日～ 令和8年8月18日	令和8年9月1日 ～令和18年8月31日

※なお、契約ごとに契約日、準備（機器を更新する）期間及び賃貸借開始のスケジュールに変更がある場合については、受注者及び本市との協議により決定することとする。

(4) 提案限度額（消費税込み）

ア 全ての対象施設の賃貸借料総額	573,768,730 円
イ 契約番号ごとの賃貸借料合計額	
契約番号①の施設の賃貸借料合計額	400,099,425 円
契約番号②の施設の賃貸借料合計額	173,669,305 円

2 参加資格要件

応募者（構成員含む。）は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停

止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (5) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (6) 公告日において、令和 6・7 年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。
- (7) 公告日において、リース事業者単独又は構成員のいずれかが、「電気工事施工管理技士」の資格保有者を有する者であること。
- (8) 公告日において、リース事業者単独又は構成員のいずれかが、平成 27 年 4 月以降の官公庁又は民間企業発注の照明に係る工事業務（契約額 5,000 万円以上）を元請として契約した実績があること。また、契約した実績が分かる書類（契約書等）の写しを提案書とは別に提出すること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和 7 年 3 月 25 日（火）から 4 月 14 日（月）まで
※窓口交付の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日・日曜日を除く。）
- (2) 交付場所 豊田市役所環境部環境政策課（環境センター 1 階）
又は市ホームページからダウンロード
- (3) 交付内容 ア 実施要領
イ 仕様書
ウ 提出様式（様式第 1 号～第 6 号）
エ 【別紙 1】公共施設 LED 化整備事業対象施設一覧
オ 提案書（記入例）
カ 評価基準
キ 対象施設既存照明・提案 LED 照明一覧表（様式第 7 号）
ク 施設図面（一部施設のみ）
※上記キ、クは、「データ送付申請書（様式第 6 号）」を提出した者に交付する。なお、「キ 対象施設既存照明・提案 LED 照明一覧表（様式第 7 号）」は提案時に必要となるため、応募を検討している場合には必ず申請すること。受付はメールに限る。提出を確認した日の次の開庁日にメールにて交付する。

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和 7 年 4 月 14 日（月） 午後 5 時
- (2) 提出場所 豊田市役所環境部環境政策課（環境センター 1 階）
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
※窓口提出の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日を除く。）

※メールで提出する場合は、件名に「豊田スタジアムほか公共施設 LED 化整備事業（賃貸借）参加表明書の提出について」と記載すること。

- (4) 添付資料 ア 参加表明書（様式第 1 号）
 イ グループ構成表（様式第 2 号）
 ウ 構成員の委任状（様式第 3 号）（単独での提案の場合は除く。）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 受付期限 令和 7 年 4 月 1 4 日（月） 午後 5 時
(2) 受付場所 豊田市役所環境部環境政策課（環境センター 1 階）
(3) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）
 ※窓口受付の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
(4) 回 答 令和 7 年 4 月 2 3 日（水）までに参加者へメールにて行う。

6 参加表明時の質問の受付及び回答

- (1) 通知期限 令和 7 年 4 月 1 5 日（火）
(2) 通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 1 4 日（水） 午後 5 時
(2) 提出場所 豊田市役所環境部環境政策課（環境センター 1 階）
(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
 ※窓口提出の場合は午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）
(4) 提出書類 次の書類を 9 部（正本 1 部、副本 8 部）提出すること。ただし、「ア 提案書提出届」については正本の書類のみに付け、副本には付けないこと。
 ア 提案書提出届（様式第 5 号）
 イ 提案書（任意様式）
 ウ 対象施設既存照明・提案 LED 照明一覧表（様式第 7 号）
 エ 電気工事施工管理技士の資格証書の写し及び経歴書類
 オ 契約実績書類
 カ 内訳明細書
 キ 機器仕様説明書
(5) 留意事項 ア 内訳明細書を用いて調査後の費用増減を決めるため、諸経費等を案分し、使用機器毎の製品代及び更新作業費の単価内訳も記載すること。
 イ 導入する LED 機器について、仕様を記載した説明書を用意すること。
(6) そ の 他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送（提出期限必着）により提出すること。

8 提案書の作成方法

別添の仕様書に基づき、A3サイズ片面5枚以内（様式自由、図表の挿入可）とし、原則、本文のフォントはメイリオで、サイズを12ポイントとし、次の内容を記載すること。また、副本については、代表企業及び構成員の社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこととし、また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

（1）事業者体制及び施工計画等

ア 構成役割、事業者名、業務担当責任者の役職及び氏名を記載すること。施工役割の業務担当責任者で、公告日において保有している「電気工事施工管理技士」資格については、資格名（1級又は2級）及び資格に基づく実績年数を明記し、資格証書の写し及び経歴を提案書とは別に提出すること。

イ 本事業の全体的な施工計画を作成し、記載すること。

ウ 施工役割に係る事業費の負担額を記載すること。

施工役割に当たる事業者について、請負役割（元請、一次下請）、事業者名、所在地及び区分を明確にし、費用がどのように負担されるか記載すること。

（2）契約実績

リース事業者又はグループの構成員において、平成27年4月以降の官公庁又は民間企業発注の照明に係る工事業務を元請として契約又は施工した実績（業務名、発注者、請負金額（税込）、工事期間等）を記載すること。また、実績が分かる書類（契約書等）の写しを提案書とは別に提出すること。

（3）本整備事業による電気代削減額

「対象施設既存照明・提案LED照明一覧表（様式第7号）」記載の現在の電気代をもとに、LED化提案による消費電力量を算定し、電気代削減額を記載すること。

（4）使用機器選定基準

施設や器具種類等ごとに、どのような基準で機器を選定するか記載すること。また、照明器具の機能について、施設の日常の使用目的や保安全管理を考慮した有益性のある提案を記載すること。

（5）物品保守

ア 保証対象

イ 保証内容

ウ 不具合時の対応（体制等）

（6）省エネ効果検証

消費電力量等のシミュレーションに加え、実測を行う等、省エネ効果検証の方法について記載すること。

（7）その他

（1）から（6）までのほかに、本市にとって有益性のある創意工夫の提案を記載すること。

（8）提案額

1（4）提案限度額（消費税込み）をもとに、以下の金額を記載すること。

ア 全ての対象施設の賃貸借料総額（全契約、全賃貸借期間中の支払い総額）

イ 契約ごと（契約番号①および②）のひと月あたりの賃貸借料

ウ 契約ごと（契約番号①および②）の全賃貸借期間中の賃貸借料合計額

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和7年5月23日（金）午後2時から5時までの間で指定する25分間
- (2) 開催場所 豊田市役所 ※指定時間とともに後日詳細を連絡する
- (3) 備考 ア 提出された提案書等に基づき、1者25分（説明10分、質疑応答15分）とする。
 - イ 出席者は3名以内とし、本プロポーザル参加表明時に明らかにしたグループ構成員以外の関係者の出席は認めない
 - ウ 説明は、本業務に主に携わる者が行うものとする。
 - エ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。
 - オ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - カ 全ての参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

10 評価基準

- (1) 評価基準は大きく以下の内容で構成され、うちア、ウについては事務局採点項目とする。
最も得点数が高かった者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 事業体制等の評価 (150点)
 - イ 提案内容等の評価 (200点) ※委員5名分の評価合計
 - ウ 事業コスト (150点)
- (2) 「(1) イ 提案内容等の評価」については各選考委員が採点を行う項目とし、委員一人あたりの配点は以下のとおりとする。
提案内容等の評価（委員一人あたり 計40点）
 - ア LED 照明機器（9点）
 - イ 物品保守（6点）
 - ウ 作業期間（9点）
 - エ 省エネ効果（9点）
 - オ 創意工夫（7点）※詳細は、別紙「評価基準」のとおり
- (3) 最高得点の者が複数であった場合は、「(1) ウ」の点数が高い者を契約の相手方として特定する。当該点数が同点の場合は、「(2) ア」の点数が高い者を契約の相手方として特定する。
- (4) 提案者が一者の場合でも、(1) ア、イの合計得点が最低基準点（175点）に達しない者は契約の相手方として特定しない。
- (5) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	環境部 副部長	近藤 理史
委員	愛知工業大学 教授	野澤 英希
	愛知工業大学 教授	雪田 和人

1.1 選考結果の通知及び契約

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 選考結果通知（予定）日 | 令和7年 5月26日（月） |
| (2) 契約番号①の最終見積り提出（予定）日 | 令和7年10月10日（金） |
| 契約番号②の最終見積り提出（予定）日 | 令和7年11月17日（月） |
| (3) 契約番号①の契約締結（予定）日 | 令和7年10月30日（木） |
| 契約番号②の契約締結（予定）日 | 令和7年12月 9日（火） |

なお、契約の相手方（予定者）として特定された者は、1（3）履行期間に記載の全ての契約について準備期間前に現地調査を実施した上で、賃貸借契約の内容について、市と協議が成立した場合は、当該業務契約を締結する。

1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 本市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (3) 提出期限後は提出された提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く）。
- (4) 著作権等に関する事項
 - ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。
 - イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、豊田市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (7) 本市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (8) 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (9) 参加表明書類提出後は、全ての参加構成員を変更することはできない。ただし、本市が認めたときはこの限りではない。

(10) 選考結果通知後の辞退は認めない。ただし、詳細協議が成立しない場合はこの限りではない。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市環境部環境政策課 気候変動対策担当（環境センター1階）

電話 0565-34-6650（直通） FAX 0565-34-6759

メールアドレス kansei@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。